

国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱	国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱
<p>厚生省発保第73号 昭和53年9月29日</p> <p>一部改正厚生省発保第57号 昭和54年8月29日</p> <p>一部改正厚生省発保第43号 昭和55年8月14日</p> <p>一部改正厚生省発保第67号 昭和56年7月28日</p> <p>一部改正厚生省発保第53号 昭和57年9月28日</p> <p>一部改正厚生省発保第48号 昭和58年9月20日</p> <p>一部改正厚生省発保第72号 昭和62年11月25日</p> <p>一部改正厚生省発保第63号 平成元年9月25日</p> <p>一部改正厚生省発保第87号 平成2年9月14日</p> <p>一部改正厚生省発保第56号 平成3年8月7日</p> <p>一部改正厚生省発保第97号 平成4年9月30日</p> <p>一部改正厚生省発保第84号 平成5年10月22日</p> <p>一部改正厚生省発保第99号 平成6年10月20日</p> <p>一部改正厚生省発保第99号 平成7年8月30日</p> <p>一部改正厚生省発保第71号 平成8年5月10日</p> <p>一部改正厚生省発保第57号 平成9年4月1日</p> <p>一部改正厚生省発保第83号 平成10年4月9日</p> <p>一部改正厚生省発保第120号 平成11年12月9日</p> <p>一部改正厚生省発保第147号 平成12年9月14日</p> <p>一部改正厚生労働省発保第0412001号 平成14年4月12日</p> <p>一部改正厚生労働省発保第0407001号 平成15年4月7日</p> <p>一部改正厚生労働省発保第0407001号 平成16年5月28日</p> <p>一部改正厚生労働省発保第0704002号 平成17年7月4日</p> <p>一部改正厚生労働省発保第0526003号 平成21年5月26日</p> <p>一部改正厚生労働省発保0330第11号 平成22年3月30日</p> <p>一部改正厚生労働省発保0515第3号 平成25年5月15日</p> <p>一部改正厚生労働省発保0401第6号 平成26年4月1日</p> <p>一部改正厚生労働省発保0409第14号 平成27年4月9日</p> <p><u>一部改正厚生労働省発保0401第2号 平成28年4月1日</u></p>	<p>厚生省発保第73号 昭和53年9月29日</p> <p>一部改正厚生省発保第57号 昭和54年8月29日</p> <p>一部改正厚生省発保第43号 昭和55年8月14日</p> <p>一部改正厚生省発保第67号 昭和56年7月28日</p> <p>一部改正厚生省発保第53号 昭和57年9月28日</p> <p>一部改正厚生省発保第48号 昭和58年9月20日</p> <p>一部改正厚生省発保第72号 昭和62年11月25日</p> <p>一部改正厚生省発保第63号 平成元年9月25日</p> <p>一部改正厚生省発保第87号 平成2年9月14日</p> <p>一部改正厚生省発保第56号 平成3年8月7日</p> <p>一部改正厚生省発保第97号 平成4年9月30日</p> <p>一部改正厚生省発保第84号 平成5年10月22日</p> <p>一部改正厚生省発保第99号 平成6年10月20日</p> <p>一部改正厚生省発保第99号 平成7年8月30日</p> <p>一部改正厚生省発保第71号 平成8年5月10日</p> <p>一部改正厚生省発保第57号 平成9年4月1日</p> <p>一部改正厚生省発保第83号 平成10年4月9日</p> <p>一部改正厚生省発保第120号 平成11年12月9日</p> <p>一部改正厚生省発保第147号 平成12年9月14日</p> <p>一部改正厚生労働省発保第0412001号 平成14年4月12日</p> <p>一部改正厚生労働省発保第0407001号 平成15年4月7日</p> <p>一部改正厚生労働省発保第0407001号 平成16年5月28日</p> <p>一部改正厚生労働省発保第0704002号 平成17年7月4日</p> <p>一部改正厚生労働省発保第0526003号 平成21年5月26日</p> <p>一部改正厚生労働省発保0330第11号 平成22年3月30日</p> <p>一部改正厚生労働省発保0515第3号 平成25年5月15日</p> <p>一部改正厚生労働省発保0401第6号 平成26年4月1日</p> <p>一部改正厚生労働省発保0409第14号 平成27年4月9日</p>

新	旧
<p data-bbox="300 276 880 303">国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱</p> <p data-bbox="78 373 219 400">1～4 （略）</p> <p data-bbox="87 464 219 491">（交付の条件）</p> <p data-bbox="78 512 748 539">5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p data-bbox="98 560 250 587">（1）～（7）（略）</p> <p data-bbox="98 647 1108 994"> (8) 保険者は、交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、<u>当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその他の従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産</u>がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。 </p> <p data-bbox="98 1015 264 1042">（9）～（13）（略）</p> <p data-bbox="78 1106 208 1133">6～12 （略）</p>	<p data-bbox="1352 276 1933 303">国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱</p> <p data-bbox="1137 373 1279 400">1～4 （略）</p> <p data-bbox="1146 464 1279 491">（交付の条件）</p> <p data-bbox="1137 512 1807 539">5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p data-bbox="1158 560 1310 587">（1）～（7）（略）</p> <p data-bbox="1158 647 2168 946"> (8) 保険者は、交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、<u>かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産</u>がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。 </p> <p data-bbox="1158 1015 1323 1042">（9）～（13）（略）</p> <p data-bbox="1137 1106 1267 1133">6～12 （略）</p>

別表

区分	1 種目及び規格		2 基準面積及び基準額					
	種目	規格	基準面積 (単位 m ²)		建築基準単価 (1 m ² 当たり 単位:円)			
建 物	診療所	甲型	62.0		木造	A地域	150,300	
		乙型	176.9			B地域	143,100	
		丙型	469.4	一般病床数が6床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6m ² を加算した面積であること。		C地域	135,900	
	病院	丁型	診療棟	648.3		ブロック造	D地域	128,800
			病棟	278.9	一般病床数が20床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6m ² を加算した面積であること。		A地域	130,600
		給食棟	附表2に定める面積		B地域		124,400	
	医師住宅	診療所	乙型	1戸	1戸につき82.0	鉄筋コンクリート造	C地域	118,200
			丙型	2戸			D地域	112,000
		病院	一般病床20~35床	3戸			A地域	150,300
			一般病床36~50床	4戸			B地域	143,100
			一般病床51床以上	5戸			C地域	135,900
	看護師宿舎			病棟の病床数が20床のときは82.0m ² とし、20床を超える分について4床増すごとに16.4m ² を加算した面積であること。		D地域	128,800	
	院内託児施設等	診療所	収容定員×5m ² (ただし、診療所については10人、病院については20人を限度とする。)					
病院								

以下(略)
附表1~2(略)

別表

区分	1 種目及び規格		2 基準面積及び基準額					
	種目	規格	基準面積 (単位 m ²)		建築基準単価 (1 m ² 当たり 単位:円)			
建 物	診療所	甲型	62.0		木造	A地域	<u>153,500</u>	
		乙型	176.9			B地域	<u>146,200</u>	
		丙型	469.4	一般病床数が6床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6m ² を加算した面積であること。		C地域	<u>138,900</u>	
	病院	丁型	診療棟	648.3		ブロック造	D地域	<u>131,600</u>
			病棟	278.9	一般病床数が20床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6m ² を加算した面積であること。		A地域	<u>133,500</u>
		給食棟	附表2に定める面積		B地域		<u>127,100</u>	
	医師住宅	診療所	乙型	1戸	1戸につき82.0	鉄筋コンクリート造	C地域	<u>120,700</u>
			丙型	2戸			D地域	<u>114,400</u>
		病院	一般病床20~35床	3戸			A地域	<u>153,500</u>
			一般病床36~50床	4戸			B地域	<u>146,200</u>
			一般病床51床以上	5戸			C地域	<u>138,900</u>
	看護師宿舎			病棟の病床数が20床のときは82.0m ² とし、20床を超える分について4床増すごとに16.4m ² を加算した面積であること。		D地域	<u>131,600</u>	
	院内託児施設等	診療所	収容定員×5m ² (ただし、診療所については10人、病院については20人を限度とする。)					
病院								

以下(略)
附表1~2(略)

旧

新

新

別紙様式1～4 (略)

別紙様式5

番 号
平成〇〇年〇月〇日

厚生労働大臣〇〇〇〇殿

保険者所在地
保険者名称 〇〇市町村
代表者職氏名 〇〇市町村長 〇〇印

平成〇〇年度国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付額変更申請書

平成〇〇年〇月〇日第〇〇号をもって交付決定を受けた、平成〇〇年度国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）について、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。

（施設の名称）

変更申請額 (7)	千円	既交付決定額 (6)	千円	差引交付申請額 (7)-(6)	千円
特別調整交付金					
交付申請金額内訳					
特別調整交付金					
災害その他特別の事情によるもの					
直営診療施設整備に関する費用があること					
建物					
診療所					
病 院					
医 師 住 宅					
看護師宿舎					
院内託児施設等					
インターネット装置					
Xテレビ					
一般用					
医療機械等					
患者輸送車					
巡回診療車					
巡回診療船					
合 計		(A)		(A)*	円

事業区分	当初申請分				変更申請分			
	国庫補助額 基 本	保 険 助 補 助 額	交付申請額 (7)(8)(9)(10)	交付申請率	国庫補助額 基 本	保 険 助 補 助 額	交付申請額 (7)(8)(9)(10)	交付申請率
2の(1)の事業	① 〇	円	〇×1/3	円	① 〇*	円	〇×1/3	円
2の(2)の事業	② 〇×1/3	円	円	円	② 〇×1/3	円	円	円

（添付書類）

- 経費所要額調（別紙様式4の別紙(1)及び別紙(2)の要領に準じて作成すること。なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に（ ）書きし、変更後を下段に対応して記入すること。
- 事業計画
- 国民健康保険特別会計及び病院事業特別会計の歳入歳出予算書（見込書）抄本
- 国民健康保険条例及び施設の設置条例の写し（一部事務組合にあっては、その規約及び施設の設置条例の写し）
- 仕様書
- 契約書の写し（ア）建物にあっては、工事請負契約書の写し（工事内訳書及び支払明細書を含む）。（イ）医療機械等にあっては、売買契約書の写し（支払明細書を含む）
- 建物の配置図、平面図、工事仕様書及び工事費目別内訳
- その他参考となる書類

都道府県番号	都道府県名	保険者番号	保険者名	算定省令第8条の規定による別製の保険者名（区域）
--------	-------	-------	------	--------------------------

別紙様式6 (略)

旧

別紙様式1～4 (略)

別紙様式5

番 号
平成〇〇年〇月〇日

厚生労働大臣〇〇〇〇殿

保険者所在地
保険者名称 〇〇市町村
代表者職氏名 〇〇市町村長 〇〇印

平成〇〇年度国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付額変更申請書

平成〇〇年〇月〇日第〇〇号をもって交付決定を受けた、平成〇〇年度国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）について、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。

（施設の名称）

変更申請額 (7)	千円	既交付決定額 (6)	千円	差引交付申請額 (7)-(6)	千円
特別調整交付金					
交付申請金額内訳					
特別調整交付金					
災害その他特別の事情によるもの					
直営診療施設整備に関する費用があること					
建物					
診療所					
病 院					
医 師 住 宅					
看護師宿舎					
院内託児施設等					
インターネット装置					
Xテレビ					
一般用					
医療機械等					
患者輸送車					
巡回診療車					
巡回診療船					
合 計		(A)		(A)*	円

事業区分	当初申請分				変更申請分			
	国庫補助額 基 本	保 険 助 補 助 額	交付申請額 (7)(8)(9)(10)	交付申請率	国庫補助額 基 本	保 険 助 補 助 額	交付申請額 (7)(8)(9)(10)	交付申請率
2の(1)の事業	① 〇	円	〇×1/3	円	① 〇*	円	〇×1/3	円
2の(2)の事業	② 〇×1/3	円	円	円	② 〇×1/3	円	円	円

（添付書類）

- 経費所要額調（別紙様式4の別紙(1)及び別紙(2)の要領に準じて作成すること。なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に（ ）書きし、変更後を下段に対応して記入すること。
- 事業計画
- 国民健康保険特別会計及び病院事業特別会計の歳入歳出予算書（見込書）抄本
- 国民健康保険条例及び施設の設置条例の写し（一部事務組合にあっては、その規約及び施設の設置条例の写し）
- 仕様書
- 契約書の写し（ア）建物にあっては、工事請負契約書の写し（工事内訳書及び支払明細書を含む）。（イ）医療機械等にあっては、売買契約書の写し（支払明細書を含む）
- 建物の配置図、平面図、工事仕様書及び工事費目別内訳
- その他参考となる書類

都道府県番号	都道府県名	保険者番号	保険者名	算定省令第8条の規定による別製の保険者名（区域）
--------	-------	-------	------	--------------------------

別紙様式6 (略)

別紙(1)

経費所要額精算書

区分	支出済補助対象事業費 (A)	支出済補助対象外事業費 (B)	支出済総事業費 (A+B)=(C)	寄付金その他の収入額 (D)	差引額 (C)-(D)=(E)	標準額			選定額 (A)と(F)を比較して少ない方の額 (G)	国庫補助基本額① (E)と(G)を比較して少ない方の額 (H)	国庫補助所要額① (H)×補助率 (I)	国庫補助基本額② 2の(2)の事業について(A)~(H)の例により算定した額×補助率 (J)	保補助額 (K)	省補助額 (L)	国庫補助所要額② (J)と(K)を比較して少ない方の額 (M)	国庫補助所要額 (I+L)=(M)	国庫補助受入済額 (N)	差引国庫補助過不足額 (M)-(N)=(O)
						員数	単価	金額 (F)										
診療所	円	円	円	円	円	m	円	円			円	円						
建物	診療棟		/	/	/				/									
	病棟		/	/	/				/									
	給食棟		/	/	/				/									
	小計																	
医師住宅																		
看護師宿舎																		
院内託児施設等																		
医療機械等	レントゲン装置																	
	X線テレビ用一般用																	
	患者輸送車																	
	巡回診療車(船)																	
	医療機械器具(品名)																	
合計										円			円	円	円	円	円	

別紙(1)の2、別紙(2)、別紙(2)の2(略)

別紙(1)

経費所要額精算書

区分	支出済補助対象事業費 (A)	支出済補助対象外事業費 (B)	支出済総事業費 (A+B)=(C)	寄付金その他の収入額 (D)	差引額 (C)-(D)=(E)	標準額			選定額 (A)と(F)を比較して少ない方の額 (G)	国庫補助基本額① (E)と(G)を比較して少ない方の額 (H)	国庫補助所要額① (H)×補助率 (I)	国庫補助基本額② 2の(2)の事業について(A)~(H)の例により算定した額×補助率 (J)	保補助額 (K)	省補助額 (L)	国庫補助所要額② (J)と(K)を比較して少ない方の額 (M)	国庫補助所要額 (I+L)=(M)	国庫補助受入済額 (N)	差引国庫補助過不足額 (M)-(N)=(O)
						員数	単価	金額 (F)										
診療所	円	円	円	円	円	m	円	円			円	円						
建物	診療棟		/	/	/				/									
	病棟		/	/	/				/									
	給食棟		/	/	/				/									
	小計																	
医師住宅																		
看護師宿舎																		
院内託児施設等																		
医療機械等	レントゲン装置																	
	X線テレビ用一般用																	
	患者輸送車																	
	巡回診療車(船)																	
	医療機械器具(品名)																	
合計										円			円	円	円	円	円	

別紙(1)の2、別紙(2)、別紙(2)の2(略)

旧

新